

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 6 月 19 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H05176

研究課題名(和文)法整備支援重点支援対象国における法学教育

研究課題名(英文)Legal Education in Asian Countries :Case Studies in legal technical assistance counterparts

研究代表者

四本 健二 (Yotsumoto, Kenji)

神戸大学・国際協力研究科・教授

研究者番号：00329848

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,900,000円

研究成果の概要(和文)：これまでの日本政府による法整備支援事業は、重要支援対象国の法曹や司法行政官の法学知識や司法事務の執行に必要なスキル、法学専門性を事前に調査し、現状を評価することなく続けられてきた。そこで、本研究は、重要支援対象諸国に加えて重要支援対象国からの留学生を数多く受け入れているインド及びタイの主要な大学法学部における法学教育に関する研究が、重要支援対象国における法と司法の質に内在する制約を「法と司法の担い手が受けた法学教育」という視点から浮き彫りにし、課題を明らかにすることができるという観点から、法整備支援重点支援対象国の主要大学法学部における法学教育全体の実態と課題を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、法学研究者と教育学研究者との協働によって学際的に進められた。また本研究は、さらには研究対象国の大学と法学教員、JICA派遣専門家との協力によってよりよい研究成果をあげた。これらの研究成果は、現地の法学教員にフィードバックし、法学教育の改善に役立てて貰うことができ、協力を得た関係機関にフィードバックすることで人材養成の案件形成に際して、カウンターパートの知識やスキルを把握するための基礎データとして活用することができる。また、指導教員にとって留学生が学部でどのような法学教育を受けてきたかを把握できる点で、研究対象国から法学系の留学生を受け入れている大学院にとっても有用である。

研究成果の概要(英文)：Legal technical assistance projects by the government of Japan have been conducted without consideration about legal knowledge and skill of counterparts such as judicial officers and public prosecutors.

Our research finds real pictures, challenges and some problems in the legal education in Bangladesh, India, Indonesia, Laos, Thailand and Vietnam from the point of view that quality of law and judiciary is based on the legal education which counterparts received. These findings will contribute improvement of the quality of legal technical assistance in future.

研究分野：開発法学

キーワード：法学教育

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本政府は、1990年代半ば以後、社会主義体制から市場経済体制への移行過程にあるアジア諸国への「法整備支援」を開始した。その支援内容は、民法改正(ベトナム等)、民法・民事訴訟法起草(カンボジア)、破産法改正(ベトナム)、民商事法起草(ウズベキスタン)、登記実務改善(モンゴル)、法案起草能力強化(東チモール)、刑事司法能力強化(ネパール)、裁判外紛争解決手法導入(インドネシア)など多岐にわたっている。こうした「法整備支援」の拡がりを受けて、2009年には外務省、法務省などの関係12府省庁による「法整備支援基本方針」が取りまとめられ、さらに2013年5月にはその一部が改正された。この改正基本方針では、バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、ベトナムの8カ国が重点支援対象国として位置づけられ、支援分野の重点化が図られることとなった。したがって、今後の我が国の「法整備支援」は、それ以外の国々からの支援要請や外交関係にも配慮しつつ、上記重点支援対象国における重点分野を中心にすすめられてゆくことになった。これら重点支援対象国における多様な「法整備支援」に共通する点があるとすれば、それは支援対象国で法学教育を受けた裁判官、検察官、弁護士、裁判所書記官といった司法関係者や司法省、税関職員などの行政官をカウンター・パートとしている点である。しかしながら、これまでのところ、日本の「法整備支援」実施機関は、法制度の構築と運用を担う裁判官、検察官、弁護士、司法行政官の人材養成の重要性を強調しながら、上記の重点支援対象国において裁判官、検察官、弁護士、司法行政官が受けてきた大学レベルの法学教育について系統的な調査を行ってこなかった。換言すれば、これまでの「法整備支援」は、支援対象国のカウンター・パート(相手国の裁判官、検察官、弁護士、司法行政官)の知識や司法実務のスキル、個々の人材の専門性を顧慮することなく続けられてきたといえよう。そこで、研究代表者と研究分担者、研究協力者は、法学教育の研究が、研究対象国における法律案の起草から法律の運用、裁判における適用と執行にいたる法と司法の質に内在する制約を「法と司法の担い手が受けた教育」という視点から浮き彫りにし、法の支配の実現に向けた課題を明らかにすることができるという観点から、「法整備支援」重点支援対象国における法学教育を学制や高等教育の発展史といった背景、裁判官、検察官、弁護士、司法行政官を輩出している主要大学の法学部におけるカリキュラム、そして、どのような教員によってどのような科目が開講されているかといった法学教員と教育内容、さらに自国での法学教育を補完する留学制度や外国人教員の存否、国際援助機関の関与にいたる法学教育全体の実態と課題を明らかにすることを構想するに至った。

2. 研究の目的

本研究は、「法整備支援」重点支援対象8カ国(バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、ベトナム)の主要大学における法学教育の実態と課題を明らかにすることを目的とする。我が国は、これまでアジア諸国の要請に応じて「法整備支援」を行ってきたものの、それらの国々における法学教育の実態については、ほとんど調査してこなかった。そこで本研究は、法学教育に関わる制度、教員、教育内容などについて調査して法学教育の実態を解明し、課題を明らかにする。本研究の成果は、研究対象国における法学教育の改善に役立ち、また「法整備支援」に新たな知見を提供することができ、さらには研究対象国から留学生を受け入れている日本の大学院における教育の改善に資することが期待できる。なお、本研究においては研究対象国からの留学生を多く受け入れているインドとタイも調査の対象とした。

3. 研究の方法本研究は、研究対象国(=「法整備支援」重点支援対象8カ国)における法学教育の実態と課題を明らかにするものである。以下の観点から研究対象国における調査を実施し、情報を分析する。第一に、法学教育の政策決定側面すなわち、モデルとする外国法の選択、大学の設置基準、学制、法学教育の基本方針、マイノリティ出身入学者等に対するアフターマティバク

ションの存否、第二に、法学教育の制度すなわち、学制の歴史的背景、カリキュラム、卒業後の法曹資格取得との関係、第三に、法学教育の能力側面として教員資格とバックグラウンド、科目とその内容・教科書、使用言語、実務家教員（非常勤講師）の関与、外国人教員の関与の存否、第四に、法学教育の資源側面、国家予算配分、教員の給与、学費の無償化、奨学金の存否、法学部の設置状況と国内の地理的配分、法学教育機関への外国援助の受け入れ状況などである。なお、本研究の方法論の特徴は、法学教育の制度と教育内容の分析は、法学研究者のみによってできるものではないという認識から、教育学研究者と協働して教育分析の手法についての知見を共有することにある。

4. 研究成果

研究対象国の国別研究成果の概要は以下の通りである。

バングラデシュにおける法学教育の現状は、隣国インドの法学教育と類似している点もありながら、学修年限やその内容において不十分な点も見受けられるのが実情である。

今後バングラデシュにおける法学教育の質的向上については、インドにおける法学教育の展開が参考になるところも大きいと思われる。とくに弁護士会の関与の下で大学設置が進められた法科大学のあり方は、参考になるところもあると考えられる。

なお、重要な論点として言語の問題がある。英語とベンガル語との双方が教育言語として用いられている中で、英語学習の必要性が示されており、このことは、さまざまな大学のカリキュラムで英語の科目が設けられていることと関連するものである。司法における言語問題は南アジアにおいては重要な論点であるが、バングラデシュ司法について検討するに当たってもこの問題に注視すべきことが、あらためて法学教育の検討からも明らかになったといえる。また、イギリスによる植民地統治を受けた国として、法学教育と法曹養成とは密接に関連したシステムが構築されていることから、法曹養成のあり方、とくに弁護士会の法学教育への関与についても考え合わせながら検討する必要がある。

インドネシアの法制度は、オランダ植民地支配下で導入された大陸法であり、大学での法学教育も成文法の解釈論が中心である。法律家の職務は法を解釈し適用することだと考えられている。他方で、すべての法学部には模擬法廷の設備があり、そこでの授業が行われている。また、各大学の法学部はリーガルクリニックを単位生かしているなど、学部レベルでの法実務教育に熱心なのはインドネシア法学教育の特徴である。

インドネシア大学法学部・ディポネゴロ大学法学部での調査を中心に、法実証主義重視の考え方が強く、法社会学など理論法学・基礎法学が不十分なこともインドネシア法学のもう一つの側面である。若い世代の研究者で、特に留学経験者の中には法社会的な研究を指向する者いる。しかし、インドネシア国内の学位論文を見ると、圧倒的に解釈論研究で占められている反面、法解釈学が体系的・理論的に十分に発達しているわけでもない。法解釈学に関する代表的な教科書がほぼすべての法分野で存在しない。インタビューに応じた学生によれば、もっぱら教員が独自に集めた判例や論文などをまとめたものをテキストとして利用している。その意味では、各法律分野における議論が不十分で、オランダ植民地期の業績に依存している。また、インドネシアにおいて判例は先例拘束性が認められ、裁判官は事件ごとに完全に自由に法解釈を行うことが多い。しかし、学説として共有されるような解釈理論体系がないため、裁判官の法令解釈についても予測可能性が極めて低いと言わざるを得ない。

ラオスはこれまで海外の支援を受けながら法学教育の政策決定を進めてきていることが明らかになった。ただし教員の能力が追いついておらず、資源的な側面も十分ではないことが大きな問題である。これまでの先行研究によるが提言や、現地での聞き取り調査を整理しておきたいJICA ラオス事務所によれば、ラオスの法曹養成制度が抱える課題として、1. 計画性のない法曹（候補者）に対する増加政策の見直し、2. 各教育段階の役割分担の徹底、3. 教育内容は手法の改善、を挙げ、これらを解決することが必要になると述べている。1. については、国立司法研修所ができたことで法曹候

補者が増えることになり同研修所の1期生の場合、最高人民検察院では採用が行われなかった結果、弁護士職業実習を受けることになったという。また、弁護士になったとしても、現状ではラオスで弁護士利用のニーズが高まるとは言えないため、弁護士業では生活できない。今後、法学教育で重要になることは、教える側の人材を作っていくことだろう。関係者のインタビュー結果に表れたように、現状では教員の能力に限界があり、教える側が十分な知識を持っていないことが問題である。また、法学教育の中心となるラオス国立大学および国立司法研修所でさえ資金不足により十分な教育を実施できていない状況であり、さらに、地方のローカレッジに国からの資金援助がほとんどなく教育の質についても国立大学との差があることが問題である。ラオスでは国立司法研修所に入ることができない限り、法曹になることができず、今後はローカレッジに対する予算を増やすことも必要であるし、教育の質を改善し、ローカレッジでも学位が取れるように、制度を変えていくことが必要だろう。

タイは欧米列強との間に締結した不平等条約がもたらした様々な問題を解決するために、国家制度の近代化を推進していった。その担い手として、法律の知識を有する者が求められたため、タイにおける近代的な法学教育は開始された。現在、国際化の流れのもと、英語による授業が提供されることが飛躍的に増加している。また、教育の質の保障といった考えも国際的なトレンドの影響を受けて進められている。タイは独立を維持することができたが、様々な場面において、外国の要請、影響を避けて通ることができないのは、日本と同様に変わらない。それは法学教育も例外ではなかった。

ベトナムの社会主義法理論に基づいて経済活動を規律しようとする考え方は、問題点の一つである。社会主義法理論に基づいたベトナム法について、市場経済の基本ルールが認知されないのであれば、市場経済が根付くのは困難である。日本による法整備支援の開始から20年が経過し、市場経済を前提とする法制度の整備が進んでいる現在、法学教育においても国際経済社会への参入を意識して、市場経済に関連する様々な科目が設置されている。しかし同時に、社会主義法理論は、共産党が指導する国家体制を支えるものとして、今日においても法学教育において重視されている。すなわち、「将来の法曹の果たすべき役割に関する共産党の国家政策に沿ったものでなければならない」、教育訓練省の定めるカリキュラムの枠組みに沿ったものでなければならない、実務に容易に適用できるような柔軟なカリキュラムでなければならない、現在のカリキュラムの良い点を継承しつつ先進諸国の経験から良い点を取り入れて、ベトナムの実情に適合したものでなければならない」といった抽象的な原則である。しかし、一般的に、法が共産党と国家の意思を反映するものであり、人々には共産党と国家の意思を尊重することが求められ、人々は国家の法に従うように教育される必要があると認識されており、ハノイ法科大学とハノイ国家大学法学部のカリキュラムにおいても当該認識が示されている。大学のカリキュラムが共通して掲げる目標は、国際経済社会において活躍できる法律専門職の育成であると同時に、「ベトナム法権国家」の建設が明示されている。また、ハノイ国家大学法学部のカリキュラムは、目標として国内外で活躍できる法的知識や技能、職業倫理などを備えた人材の育成を掲げた上で、卒業時に要求される専門的な知識及び能力として、マルクス・レーニン主義の基本原則、ホーチミンの思想・道徳・文化価値、ベトナム共産党の革命への道の基本的内容を理解・実践して、ベトナムが直面する現代的問題を解決することを第一に掲げている。各カリキュラムに掲げられたこれらの目標は、社会主義体制をとる現行の国家体制を維持・強化するために、社会主義法理論を理解する人材の育成が重視されることを示している。「共産党の政策」に従い定められた「教育訓練省の枠組みカリキュラム」のもとで法学教育を行う基本原則に基づいて策定されていると言える。

しかし、ベトナムが世界経済に参入し、市場経済化を推し進めていくのであれば、ベトナムの法律専門家は、今日の国際経済社会を規律する法に共通する考え方を理解することが必要となってくる。ベトナムが今後も、共産党の一党支配による国家体制を維持することを前提として市場経済化を進めるのであれば、社会主義法理論を完全に否定して、資本主義法理論に基づいて法制度を構築・運用す

ることは非現実的である。また、ベトナムにおいて法律専門家として活躍することを期待されている学生自身が、少数ではあっても、政治思想科目や社会主義法理論の今日的な意義を認めていることにも留意すべきである。今日のベトナムの法学教育に求められていることは、社会主義法理論だけでなく資本主義法理論を理解し、現在の国家体制の中で、ベトナムの経済社会に適合的な人材の養成に取り組むことである。今日の国際経済社会において、ベトナムの法学教育は、社会主義市場経済を進めていく過程で生じる社会主義法理論と資本主義法理論の対立・矛盾を克服する新しい「ベトナム法理論」を模索・構築し、運用できる人材を養成することが求められている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

乾 美紀

1, Hmong Women and Education: Challenges for Empowerment in the Lao PDR. Hmong Studies Journal. Volume 16, pp.1-24, December 2015 2, 「学生団体による国際教育協力の可能性 ラオス教育支援団体の活動に着目して」国際教育協力論集 第18巻, pp.79-90. 2015年10月 (梯穂乃香と共著)

岩瀬 真央美

1, Development of an Investment Dispute Settlement System in Vietnam : Claims Against State Agencies, 国際商取引学会年報 (17), 64-77, 2015
〔学会発表〕(計7件)

乾 美紀

1, 「困難な状況にある子どもの教育」(小野由美子、澤村信英、日下部達哉、大場麻代、日下部光、山本香と共同発表[ラウンドテーブル]) 2015年6月12日 日本比較教育学会 第51回(宇都宮大学)

2, 「ラオスにおける教育アクセスの経年的動向 - 民族間格差・地域格差に着目して」(個人研究発表) 2015年6月13日 日本比較教育学会 第51回(宇都宮大学)

3, Approaches to "Inclusive Education" in Developing Countries Case Studies: Lao PDR, India and Malawi, International Council on Education for Teaching (ICET) 59th World Assembly. June 20, 2015 (Yuki Ohara, Jun Kawaguchi, Kauo Kuroda と共同発表)

4, Educational Disparity by Ethnic and Regional Perspective -Focus on Hmong Women in Lao PDR, Sixth International Conference for Hmong Studies, Concordia University, March 19th, 2016

桑原 尚子

1, "Legal Institutional Changes in Asian Transition Countries", The 4th East Asian Law and Society Conference(於早稲田大学)2015年8月6日.

2, "Judicial Independence and Judicial Administration in Post-Soviet Central Asia", Asian Law Institute (ASLI) Annual Conference, at Taiwan National University, Taipei, Taiwan, 2015年5月21日

3, "Legal Institutional Changes in Post-Communist Central Asia: Taking 'Informal Law' and Local Context Seriously", Annual Meeting of Law and Society Association, at Westin Seattle Hotel, Seattle, USA, 2015年5月28日.

中村 真咲

1, "Land Law Reform in Mongolia", Session "Rethinking of Law Reform Assistance by Japan in Southeast Asia: Case Studies regarding land grabbing and dispute in Cambodia, Mongolia and Indonesia", The 4th East Asian Law&Society Conference, Waseda University, August 5th, 2015

2, "Constitutionalism in Post-Socialist Asia: From historical perspective", Session
"Constitutional Politics: A Comparative View from Southeast Asia", 8th European Association
for Southeast Asian Studies Conference, University of Vienna, August 13th, 2015

〔その他〕(計1件)

四本健二(編著)『「法整備支援重点対象国における法学教育」研究成果報告書』(2019年3月)
四本健二「序「研究の学術的背景、目的と意義」(1-6頁)
島田弦・服部美奈「インドネシアにおける法学教育：インドネシア大学法学部・ディポネゴロ大学法学部を中心に」(7-30頁)
乾美紀「ラオスにおける法学教育と法曹養成制度の改革」(31-51頁)
岩瀬真央美「ベトナムにおける法学教育・法学教育の制度的位置づけと課題：法学系大学における専門教育を中心に」(52-68頁)
浅野宜之「バングラデシュにおける法学教育」(69-86頁)
西澤希久男「タイの法学教育」(87-95頁)

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：浅野 宜之、ローマ字氏名：ASANO Noriyuki

所属研究機関名：関西大学、部局名：政策創造学部、職名：教授

研究者番号(8桁)：50321097

研究分担者氏名：乾 美紀、ローマ字氏名：INUI Miki

所属研究機関名：兵庫県立大学、部局名：環境人間学部、職名：准教授

研究者番号(8桁)：10379224

研究分担者氏名：岩瀬 真央美、ローマ字氏名：IWASE Maomi

所属研究機関名：兵庫県立大学、部局名：経済学部、職名：准教授

研究者番号(8桁)：20360331

研究分担者氏名：桑原 尚子、ローマ字氏名：KUWAHARA Naoko

所属研究機関名：早稲田大学、部局名：法学学術院、職名：招聘研究員

研究者番号(8桁)：10611361

研究分担者氏名：島田 弦、ローマ字氏名：SHIMADA Yuzuru

所属研究機関名：名古屋大学、部局名：大学院国際開発研究科、職名：教授

研究者番号(8桁)：80410851

研究分担者氏名：中村 真咲、ローマ字氏名：NAKAMURA Masaki

所属研究機関名：名古屋経済大学、部局名：経営学部、職名：教授

研究者番号(8桁)：50402392

研究分担者氏名：西澤 希久男、ローマ字氏名：NISHIZAWA Kikuo

所属研究機関名：関西大学、部局名：政策創造学部、職名：教授

研究者番号(8桁)：50390290

研究分担者氏名：服部 美奈、ローマ字氏名：HATTORI Mina

所属研究機関名：名古屋大学、部局名：大学院教育発達科学研究科、職名：教授

研究者番号(8桁)：30298442

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：鮎京 正訓

ローマ字氏名：AIKYO Masanori

研究協力者氏名：近田 政博

ローマ字氏名：CHIKADA Masahiro

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。